

北海道釧路地区における白糠漁業協同組合の資源管理協定

協定締結日 令和6年3月13日

協定認定日 令和6年3月27日

(協定変更認定日 令和6年12月24日)

(協定変更認定日 令和7年9月30日)

(目的)

第1条 本協定は、白糠漁業協同組合に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の目標の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために 具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第2条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類はそれぞれ次のとおりとする。

	水域	水産資源の種類	漁業の種類
(1)	釧路地区地先海面	シロサケ・サクラマス・カラフトマス・クロマグロ	・さけ定置漁業（秋定置） ・さけ定置漁業（春定置）
(2)	釧路地区地先海面	シシヤモ	・ししやもこぎ網漁業
(3)	釧路地区地先海面	ケガニ	・かにかご漁業（けがに）
(4)	釧路地区地先海面	ミズダコ・ヤナギダコ	・たこ空釣り縄漁業
(5)	釧路地区地先海面	ホッキガイ	・ほっきがいけた網漁業
(6)	釧路地区地先海面	ツブ類	・つぶかご漁業（知事許可） ・つぶかご漁業（共同）
(7)	釧路地区地先海面	スルメイカ	・いか釣り漁業 (5トン未満船、5トン以上船)

(資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

- | | |
|--------|---|
| クロマグロ | 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号。以下同じ。）別紙2-1
くろまぐろ（小型魚）及び別紙2-2くろまぐろ（大型魚）に定める目標 |
| シロサケ | 北海道資源管理方針別紙3-1さけ（しろさけ）北海道海域に定める
資源管理の方向性 |
| サクラマス | 北海道資源管理方針別紙3-2さくらます（日本系）に定める資源管理の方向性 |
| カラフトマス | 北海道資源管理方針別紙3-3からふとます（日本系）に定める資源管理の方向性 |
| シシャモ | 北海道資源管理方針別紙3-10ししゃも道東太平洋海域に定める資源管理の方向
性 |
| ケガニ | 北海道資源管理方針別紙3-13けがに釧路西部・十勝海域に定める資源管理の方
向性 |
| ミズダコ | 北海道資源管理方針別紙3-18みずだこ北海道海域に定める資源管理の方向性 |
| ヤナギダコ | 北海道資源管理方針別紙3-19やなぎだこ北海道海域に定める資源管理の方向性 |
| ホッキガイ | 北海道資源管理方針別紙3-53うばがい（ほっきがい）北海道周辺海域に定める
資源管理の方向性 |
| ツブ類 | 北海道資源管理方針別紙3-55つぶ類北海道周辺海域（えぞぼら、えぞぼらもど
き、ひめえぞぼら、おおからふとばい等）に定める資源管理の方向性 |
| スルメイカ | 資源管理基本方針別紙2-12するめいかに定める目標 |

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、それぞれ次表に掲げるところにより行うものとする。

	取組内容
(1)	<p>【さけ定置漁業（秋定置）】 道が定めるふ化放流計画（えりも以東海域）の放流数を確保するために必要な「再生産親魚の河川遡上数」を確保する。 達しないことが見込まれる場合には、毎年、えりも以東海区さけ定置漁業調整協議会で定めた自主的資源管理措置を遵守する。</p> <p>《クロマグロ強度資源管理》 1. 北海道くろまぐろ（小型魚）漁業及び北海道くろまぐろ（大型魚）漁業の資源管理協定を遵守する。 2. 資源管理基本方針及び北海道の資源管理方針に定められたくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に係る資源管理の内容を遵守するとともに、漁業法第31条第2項の規定に基づき知事が行う公表、助言・指導又は勧告に関する運用指針に基づく助言、指導又は勧告の内容を実施するものとする。</p> <p>《その他の取組み》 ○さけます増殖団体が行う種苗放流に係る経費の一部を負担する。</p> <p>【さけ定置漁業（春定置）】 操業期間における期首について漁具規制を行う（4/21～4/23は漁具を敷設しない。）</p> <p>《クロマグロ強度資源管理》 1. 北海道くろまぐろ（小型魚）漁業及び北海道くろまぐろ（大型魚）漁業の資源管理協定を遵守する。 2. 資源管理基本方針及び北海道の資源管理方針に定められたくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に係る資源管理の内容を遵守するとともに、漁業法第31条第2項の規定に基づき知事が行う公表、助言・指導又は勧告に関する運用指針に基づく助言、指導又は勧告の内容を実施するものとする。</p> <p>《その他の取組み》 ○さけます増殖団体が行う種苗放流に係る経費の一部を負担する。</p>
(2)	<p>【ししゃもこぎ網漁業】 操業可能日数の10%以上を休漁日とする。</p> <p>《その他の取組み》 ○ふ化放流事業の実施 ○漁獲限度量を設定し、それを遵守する。</p>
(3)	<p>【かにかご漁業（けがに）】 1. 毎年、水産試験場の資源調査結果の下、釧路総合振興局長が定めた許容漁獲量を船別に配分しそれを遵守する。 2. 漁獲量の合計が、許容漁獲量の98%を超えたときは、協定代表者の指示に従い、漁獲の積み上がりを抑制するため操業隻数を各組合における全許可隻数の2/3</p>

	以下に抑えることとし、許容漁獲量を超過することが見込まれる場合は操業停止等の措置を講ずる。
(4)	<p>【たこ空釣り縄漁業】 操業可能期間における10%以上の日数は漁具を敷設しない。</p> <p>《その他の取組み》 ○体長10cm未満のミスダコ・ヤナギダコは海中還元する。</p>
(5)	<p>【ほっきがいけた網漁業】 操業可能日数の10%以上を休漁日とする。</p>
(6)	<p>【つぶかご漁業（知事許可）】 操業可能期間における10%以上の日数は漁具を敷設しない。</p> <p>《その他の取組み》 ○漁獲物規制（選別機による小型貝の放流）</p> <p>【つぶかご漁業（共同）】 操業可能期間における10%以上の日数は漁具を敷設しない。</p> <p>《その他の取組み》 ○漁獲物規制（選別機による小型貝の放流）</p>
(7)	<p>【いか釣り漁業（5トン未満船）の場合】 北海道するめいかを採捕する漁業の漁獲量の総量が北海道するめいかを採捕する漁業の漁獲可能量に占める割合（以下「消化率」という。）の90%を超えたときには、北海道するめいかを採捕する漁業の漁獲可能量の超過を防止するため、本協定参加者はするめいかの採捕を目的とした操業を自粛するものとし、消化率が95%を超えた時には操業を停止する。 ただし、国の留保からの追加配分や、他都府県又は大臣許可漁業との漁獲可能量の融通等により、消化率が90%を下回った場合には操業の自粛を解除できることとする。</p> <p>《するめいか強度資源管理》</p> <p>【いか釣り漁業（5トン以上船）の場合】 するめいか小型するめいか釣り漁業の漁獲量の総量がするめいか小型するめいか釣り漁業の漁獲可能量に占める割合（以下「消化率」という。）の90%を超えたときには、するめいか小型するめいか釣り漁業の漁獲可能量の超過を防止するため、本協定参加者はするめいかの採捕を目的とした操業を自粛するものとし、消化率が95%を超えた時には操業を停止する。 ただし、国の留保からの追加配分や、他都道府県又は大臣許可漁業との漁獲可能量の融通等により、消化率が90%を下回った場合には操業の自粛を解除できることとする。</p> <p>《するめいか強度資源管理》</p>

(取組の履行確認に関する事項)

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第1項の履行確認は、北海道に設置された資源管理協議会において行うこととする。

4 第1項の履行確認においては、前条の取組について次表のとおり客観的に履行確認可能な証拠を基に確認することとし、次表に記載の取組以外は当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

	履行確認における証明書类等
(1)	<p>【さけ定置漁業（秋定置）】</p> <ul style="list-style-type: none">●ふ化放流計画（地区増協）の達成見込みが分かる資料 <p>なお、達しないことが見込まれた場合は、下記の書類を取組みに応じて追加提出するものとする。</p> <p>《共通の提出書類》</p> <ul style="list-style-type: none">●えりも以東海区さけ定置漁業調整協議会による自主的資源管理措置の決定通知書 <p>《漁具の撤去（一部撤去含む）》</p> <ul style="list-style-type: none">●撤去作業及び撤去状況がわかる写真（日付を表記する。）●協定代表者による撤去証明書 <p>《漁期の短縮（期首）》</p> <ul style="list-style-type: none">●漁具敷設時の写真（日付を表記する。）●漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告●漁協伝票 <p>《漁期の短縮（期末）》</p> <ul style="list-style-type: none">●漁具撤去作業及び撤去状況がわかる写真（日付を表記する。）●漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告●漁協伝票 <p>《休漁措置（期中）》</p> <ul style="list-style-type: none">●漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告●漁協伝票●その他休漁した旨、客観的に証明できる書類 <p>上記以外の措置を講じた場合は、北海道資源管理協議会と協議の上、証明書類を提出する。</p> <p>【さけ定置漁業（春定置）】</p> <ul style="list-style-type: none">●漁協伝票 <p>【クロマグロ強度資源管理】</p> <ul style="list-style-type: none">●実施報告書●実施状況確認表 <p>なお、クロマグロの漁獲状況に応じて、下記の書類を追加提出するものとする。</p> <p>《漁獲がある場合》</p> <ul style="list-style-type: none">●漁獲割当確認表 <p>《漁獲がない場合（放流実績あり）》</p> <ul style="list-style-type: none">●操業日誌●放流の動画又は写真

(2)	【ししゃもこぎ網漁業】 ●漁協伝票
(3)	【かにかご漁業（けがに）】 ●漁協伝票 ●船別許容漁獲量証明書
(4)	【たこ空釣り縄漁業】 ●漁協伝票 ●協定代表者による漁具敷設証明書
(5)	【ほっきがいけた網漁業】 ●漁協伝票
(6)	【つぶかご漁業（共有）・つぶかご漁業（許可）】 ●漁協伝票 ●協定代表者による漁具敷設証明書
(7)	【いか釣り漁業（5トン未満船、5トン以上船）】 ●協定代表者による漁獲量報告書 ●振興局によるTAC数量確認書 なお、操業自粛を講じた場合は、下記の書類を追加提出するものとする。 ●漁協伝票 ●振興局による証明書（消化率が90%を超過した期間を証明するもの。）

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

第6条 全ての参加者は、漁業法（昭和24年漁業法第267号。以下「法」という。）第30条第1項、第58条において読み替えて準用する第52条第1項及び第90条第1項の規定に基づき、漁獲量又は漁獲努力量、資源管理の状況等を都道府県知事に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に都道府県及び資源管理協議会に報告するものとする。

（取組の効果の検証に関する事項）

第7条 第4条の具体的な取組の水産資源の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、水産資源の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び北海道資源管理方針において当該水産資源に重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。

3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、北海道に設置された資源管理協議会において行うこととする。

（協定に違反した場合の措置）

第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について北海道に設置された資源管理協議会に報告し、

調査及び協議することとする。

- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び北海道からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

- 第9条 全参加者の代表権を有する者(以下、「協定代表者」という。)は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。
- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
 - 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

- 第10条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間(令和6年3月13日から令和11年3月12日まで)とする。

(あっせんすべきことを求める場合の手続き)

- 第11条 法第126条第1項の規定に基づき北海道知事にあっせんすべきことを求める決議は、参加者の3分の2以上の多数をもって行う。

(協定代表者の機能及び経費の負担)

- 第12条 協定代表者は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。
- (1) 資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその効果検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務
 - (2) 法及び漁業法施行令(昭和25年政令第30号)の規定に基づく報告、申請及び届出(本協定の手続を経たものに限る。)に関する事務
 - (3) その他本協定の手続において協定代表者に委任することが決議された事務(訴訟及び不服申立てを除く。)
 - ① 協定代表者は、本協定の手続を経た事項については、全ての参加者のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。
 - ② 協定代表者は、第1項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。
 - ③ 協定にかかる事務手続き及び報告については、白糠漁業協同組合が処理するものとする。

(その他)

- 第13条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和6年3月13日から施行する。

附 則

本協定は、令和6年12月24日から施行する。

附 則

本協定は、令和7年9月30日から施行する。

(本協定の参加者)

別紙のとおり